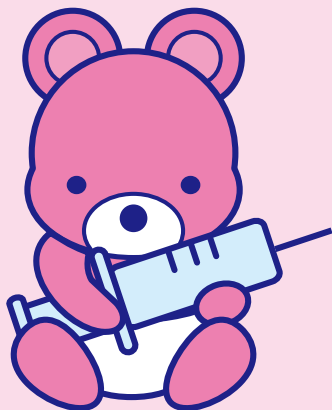
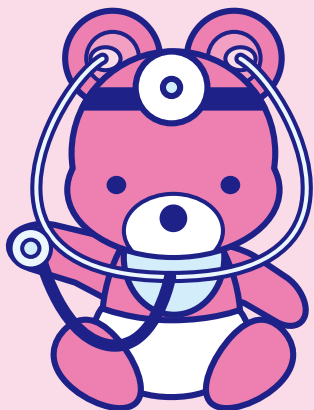


子ども医療費助成制度の ご案内



千葉市

目次

子ども医療費助成制度とは	3
助成の対象	4
受給券の使い方について	5
償還払いの申請について	6
受給券の有効期間について	7
小学生及び中学生の助成について	7
受給券の更新について	8
こんなときはお届けください	9
受給券を返していただくとき	9
受給券の申請がお済みでない方は	10
子ども医療費助成制度 Q&A	11
申請先・お問い合わせ先	16





子ども医療費助成制度とは

助成対象のお子さんが医療機関に通院又は入院した場合や、院外処方箋により保険薬局で薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額の全部又は一部を助成する制度です。

くわしくは、次のページをご覧ください。

子ども・子育ては、社会全体で支えています

この「子ども医療費助成制度」は、すべての市民の皆様にご負担いただいている税金により支えられています。

【子ども医療費助成制度(平成21年度実績)】

(受給者一人当たり)

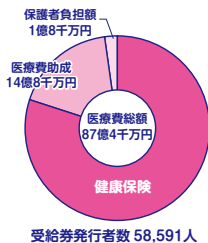
医療費 : 14万9千円

【内訳】

健康保険 : 12万1千円

医療費助成 : 2万5千円

保護者負担額 : 3千円





助成の対象

区分	医療機関の窓口で受給券を提示して助成を受けることができる方	医療機関で受診・支払い後にお手続きが必要な方 (償還払い：6ページ参照)
助成対象	0歳～小学校3年生	小学校4年生～中学校修了
助成区分	通院・入院	入院
保護者負担額	通院1回につき300円 入院1日につき300円	入院1日につき300円
	市民税所得割が課税されていない方は無料	市民税所得割が課税されていない方は無料

※健康保険が適用されないものは助成の対象となりません。

対象外となる主なもの

- 初診時特定療養費
- 健康診査
- 診断書などの文書料
- 薬剤容器代
- 入院時の差額ベッド代
- 予防接種



※学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は、子ども医療費助成の対象となりません。



受給券の使い方について

千葉県内の医療機関等で、健康保険証と受給券をいっしょに窓口へ提示してください。原則として保護者負担額を除いては、医療費の自己負担額（小学校就学前児は2割、小学校1年生以上は3割）を支払うことなく通院又は入院することができます。（現物給付）

また、医療機関からの院外処方箋があれば、保険薬局でも助成の対象となります。

なお、薬局では保護者負担額の支払いはありません。

次のようなケースでは、医療機関の窓口で医療費の自己負担額をお支払いいただくことになります。

- 千葉県外で受診した場合
- 受給券を持たずに受診した場合

※このような場合は、償還払いの申請により助成します。
<償還払い：6ページ参照>





償還払いの申請について

受給券を忘れるなど、医療機関等の窓口で現物給付による助成が受けられなかった方は、お住まいの区の担当課（裏表紙の「申請先・お問い合わせ先」参照）へ申請していただくことで、一旦支払った医療費の自己負担分（保護者負担額を除く。）を助成します。

申請は、診療の翌月以降1か月単位で行えます。

なお、領収書の原本が必要なことや、確定申告で医療費控除を受けた後の助成はできないことから、なるべく早めに申請してください。

※助成申請できる権利は5年で消滅します。

申請に必要なもの

- 健康保険証
- 受給券（小学校3年生まで）
- 子ども医療費助成金交付申請書
- 領収書

※子どもの氏名、受診年月日、保険点数がわかるもの。

保険医療機関及び保険薬局では、医療費の内容がわかる領収書の発行が義務付けられています。

※健康保険の使える接骨院等は、保険医療機関と同等の領収書（保険対象となる、医療費及びその一部負担金等の内容のわかる領収書）が必要になります。

- 保護者名義の口座がわかるもの
- ◎その他

※高額療養費に該当する場合は、支給決定通知書や限度額適用認定証などが必要になります。



受給券の有効期間について

受給券の有効期間は、原則として7月31日までです。
ただし、小学校3年生の場合は、3年生が修了する年の3月31日までとなります。

小学生及び中学生の助成について

平成22年10月診療分から、入院についてのみ助成対象を小学校就学前から中学校修了まで拡大しました。

平成23年8月診療分から、通院の助成対象を小学校就学前から小学校3年生まで拡大しました。

拡大対象であったお子さんについては、それぞれ上記の診療月より前の医療費は助成の対象となりません。





受給券の更新について

受給券は有効期限ごとに自動更新となりますので、改めて申請する必要はありません。

ただし、次の場合は申請が必要となります。

- 受給券交付申請の際に市の市民税調査に同意していない方
- 保護者が単身赴任等で千葉市に住民登録がない方
- 基準日以前に千葉市に住民登録がない方

注：基準日とは

◆1月から7月までの申請の場合

→申請の前年の1月1日

◆8月から12月までの申請の場合

→申請する年の1月1日

※6月、7月に8月1日以降有効の受給券を申請する場合は、申請する年の1月1日です。

◎更新申請が必要な方には、有効期間満了前に申請書類をお送りします。万一、上記に該当する方で、申請書類が届かない場合には、お住まいの区の担当課へご連絡ください。



こんなときはお届けください

次の場合は、助成を受けられなくなることがありますので、すみやかにお住まいの区の担当課へ届出をしてください。

- 加入している健康保険が変わった場合
- お子さんや保護者の住所、氏名が変わった場合
- 受給券を紛失又は破損した場合

受給券を返していただくとき

次の理由などで資格がなくなったときは、お住まいの区の担当課に受給券をお返しくください。

- 千葉市外に転出したとき
- 生活保護を受けるようになったとき
- 有効期間を満了したとき



受給券の申請がお済みでない方は

小学校3年生以下のお子さんがあるご家庭で、受給券の交付申請手続きがお済みでない方は、お住まいの区の担当課へ申請してください。

なお、出生や転入の場合は、出生・転入の手続きの際に市民課、市民センターの窓口で申請書類をお渡しします。



受給券交付申請書は、千葉市のホームページからもダウンロードできます。

申請に必要なもの

- 子ども医療費助成受給券交付申請書
- 保険証の写し
- 市町村民税額を証明する書類
など





子ども医療費助成制度 Q & A

Q

受給券を忘れてしまいました。
助成は受けられないのでしょうか？

A

現物給付(5ページ参照)による助成を受けるには、医療機関等の窓口で受給券を提示する必要があります。

提示がない場合には、一旦、医療費の自己負担額をお支払いいただき、後日、お住まいの区の担当課で、償還払いの手続きを行っていただくことになります。手続きについては、6ページをご覧ください。

Q

医療機関から院外処方箋をもらった場合、
薬局でも300円を払うの？

A

「健康保険証」と「受給券」を提示していただければ、薬局での支払いはありません。

**Q**

子どもが入院して医療費が高額になりそうです。医療費は、1日につき300円で済むのですか？

A**【国民健康保険に加入している方】**

保険者が千葉市であるため相殺処理いたしますので1日につき300円の支払いで済みます。

【社会保険に加入している方】

1か月の医療費の自己負担額が一定額【80,100円+（総医療費-267,000円）×1%】（一般所得者の場合）を超えるときは、1日につき300円の保護者負担額のほかに、その超える額（高額療養費）を医療機関の窓口で一旦お支払いいただきます。その後、高額療養費については、加入している保険組合や全国健康保険協会（協会けんぽ）に請求していただくこととなります。

加入している健康組合等から限度額適用認定証を発行してもらい、受給券といっしょに医療機関の窓口で提示すると、1日につき300円の支払いで済みます。



国民健康保険以外で一般所得者の方の例：10日間入院して一定額を超えた場合（部分は、医療機関窓口で自己負担します。）



※高額療養費の詳細は、加入している保険組合等にお問い合わせください。

Q

同じ日に同じ医療機関で、小児科と眼科にかかりました。保護者負担額はいくらになりますか？

A

同じ日に同じ医療機関で複数の診療科（歯科を除く。）に受診した場合は、1回の診療と見なして保護者負担額は300円のみとなります。ただし、同じ日でも一度帰宅し、症状が悪化して、再度受診した場合は別の診療と見なされます。

**Q**

県内他市から月途中で転入し、当日に手続きしましたが、受給券は翌月からになっていました。当月は、助成を受けられないのですか？

A

同一月に別々の市が発行した受給券を使用することはできないため、翌月1日から有効の受給券を発行しています。千葉市に転入してからの当月分は、償還払い（6ページ参照）での助成となります。なお、窓口で直接手続きをした場合、受診状況の確認により転入日から有効の受給券を発行できる場合もあります。

Q

市外に引越しすることになりました。新しいところでも受給券は使えるのですか？

A

今お使いの受給券は使えなくなります。引越し先の市町村の窓口等で子ども医療費助成制度についてお尋ねください。なお、千葉市の受給券は、お手数ですが裏表紙に記載の担当課にご返却ください（郵送も可）。引き続き同じ医療機関を受診される場合は、医療機関にも引越しされた旨、お知らせください。

※資格喪失後、受給券を使って受診した場合には、千葉市が助成した医療費を後日返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

コンビニ受診はやめましょう

「会社などを休まなくてすむ」「日中より空いてそう」など、自己都合により救急外来を受診する、いわゆる「コンビニ受診」により救急外来が混み合い、本来の救急医療を必要とする患者さんの診療が遅れるなど、深刻な問題となっています。

医療機関の適正な受診について、ご理解とご協力をお願いいたします。

お子さんが急病のときには…

こども急病電話相談



今すぐ受診した方がよいのか、少し様子を見ても大丈夫なのか、看護師や小児科医が電話で病状をお聞きしながら、アドバイスします。



プッシュ回線の
固定電話や、
携帯電話からは

#8000

ダイヤル回線など#8000を
ご利用できない場合は

043-242-9939

相談時間／毎日 **19:00 ~ 22:00**

緊急・重症の場合は迷わず「119」へ



申請先・お問い合わせ先

お住まいの区の担当課へ

中央保健福祉センター
こども家庭課

〒260-8511
中央区中央4-5-1
TEL 043(221)2172

花見川保健福祉センター
こども家庭課

〒262-8510
花見川区瑞穂1-1
TEL 043(275)6421

稲毛保健福祉センター
こども家庭課

〒263-8550
稲毛区穴川4-12-4
TEL 043(284)6137

若葉保健福祉センター
こども家庭課

〒264-8550
若葉区貝塚2-19-1
TEL 043(233)8150

緑保健福祉センター
こども家庭課

〒266-8550
緑区鎌取町226-1
TEL 043(292)8137

美浜保健福祉センター
こども家庭課

〒261-8581
美浜区真砂5-15-2
TEL 043(270)3150



〈発行〉平成23年8月

こども未来局こども未来部こども企画課 TEL 043(245)5178